８．資料

○茨木市立図書館条例

昭和47年12月23日
茨木市条例第41号

茨木市立図書館設置条例（昭和38年茨木市条例第17号）の全部を改正する。

（設置）

第１条　図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、本市に図書館を設置する。

（中央館及び分館）

第２条　茨木市立図書館（以下「図書館」という。）は、中央館及び分館とする。

（名称及び位置）

第３条　中央館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　茨木市立中央図書館
位置　茨木市畑田町１番51号

２　分館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
茨木市立中条図書館	茨木市東中条町２番13号
茨木市立水尾図書館	茨木市水尾三丁目３番18号
茨木市立庄栄図書館	茨木市庄二丁目26番12号
茨木市立穂積図書館	茨木市松ヶ本町８番30号

（併設）

第４条　茨木市立中央図書館に富士正晴記念館を併設する。

（管理）

第５条　図書館は、茨木市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

（職員）

第６条　図書館に館長、専門的職員その他必要な職員を置く。

（茨木市図書館協議会）

第７条　図書館法第14条第１項の規定により、茨木市立中央図書館に茨木市図書館協議会（次条において「協議会」という。）を置く。

（協議会委員の定数等）

第８条　協議会委員の定数は、８人以内とする。

２　協議会委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

３　協議会委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（駐車場使用料）

第９条　茨木市立中央図書館及び茨木市立水尾図書館の駐車場を使用する者は、別表に定める駐車場使用料を納付しなければならない。

（駐車場使用料の減免）

第10条　市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の駐車場使用料を減額し、又は免除することができる。

（損害賠償）

第11条　利用者の責めに帰すべき理由により、図書館資料、建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したとき、利用者は、教育委員会が相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第12条　この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則（抄）

この条例は、昭和48年１月16日から施行する。

（施行期日）

１　この条例は、平成27年10月１日から施行する。

別表

駐車場使用料

区分	使用時間	初日	２日目以降
普通自動車	午前８時から午後８時まで	30分ごとに100円。600円を超える場合は、600円	30分ごとに100円。600円を超える場合は、600円
	午後８時から翌日午前８時まで	１時間ごとに100円	１時間ごとに100円
		初日の使用料が1,200円を超える場合は、1,200円	２日目以降の各日の使用料が1,200円を超える場合は、1,200円

備考

１　この表において「普通自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第２条の表に規定する普通自動車をいう。

２　この表において「初日」とは、駐車時から24時間を経過するまでの間をいう。「２日目」とは、24時間経過時から48時間を経過するまでをいい、以後同様とする。